

「裁判員等経験者との意見交換会」議事録

1 日 時

平成30年1月15日（月）午後3時00分から午後4時30分

2 場 所

長崎地方裁判所大会議室

3 主催者

長崎地方裁判所

4 参加者

裁判員経験者 5名（1～5番（以下番号で表記））

補充裁判員経験者 2名（6, 7番（以下番号で表記））

長崎地方裁判所長 増 田 隆 久

長崎地方裁判所裁判官 小松本 卓（司会）

長崎地方裁判所裁判官 富 張 真 紀（刑事部判事）

長崎地方検察庁検事 大 西 杏 理

長崎県弁護士会所属弁護士 鮎 川 泰 輔

5 議事内容等

別紙のとおり

(別紙)

1 所長あいさつ

○ (増田所長)

これから意見交換会を始めたいと思います。私は、長崎地方裁判所所長の増田と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

裁判員制度が始まって8年が経過し、これまで、長崎でも多くの裁判員裁判の審理・判決が行われ、多くの方々に裁判員又は補充裁判員として裁判員裁判に参加していただきました。

本日の意見交換会には、5名の裁判員経験者及び2名の補充裁判員経験者の方に御参加をいただきました。皆さんには、お忙しい中、意見交換会に御参加いただきありがとうございます。

皆さんには、裁判員や補充裁判員としての経験を振り返っていただき、御意見や御感想をお話していただきたいと思います。そして、伺った御意見などを今後の裁判員裁判の運用に生かし、分かりやすく、充実した裁判員裁判を行っていきたいと思っております。

それでは、裁判員等経験者以外の参加者を御紹介いたします。検察庁からは大西杏理検事、弁護士会からは鮎川泰輔弁護士に出席していただいております。また、裁判所からは富張真紀判事のほか、進行役として小松本判事が出席いたします。

3人の方々には、裁判員等経験者の皆さんからの質問に答えていただくほか、裁判員等経験者の方々に質問していただいたりすることがあるかもしれません。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○ (司会者)

長崎地裁刑事部裁判官の小松本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

2 意見交換

□ 裁判員裁判に参加しての全般的な感想，印象

○ (司会者)

本日の進め方ですが，まず，皆さんに，裁判員や補充裁判員として裁判に携わっていただいた感想をそれぞれ伺った後に，審理の分かりやすさ，量刑評議の分かりやすさ，裁判員裁判を経験されての負担感，この3点についてお話しいただきたいと考えております。ここまでが4時くらいの予定で，その後10分程度休憩を挟んだ後に，こちらに参加していただいている記者の方からの質問に答えていただく時間を20分くらいとして，4時30分くらいに，この会を終わることができたらと思っております。

それでは早速ですが，中身に入っていきたいと思っております。裁判員それから補充裁判員を務められた上での全般的な感想を，皆さんに一言ずつ伺っていききたいと思います。

まず，1番の方ですが，1番の方の事件というのは，被告人と被害者が御夫婦であって，被告人が，一生懸命被害者の方に借金をしていることを隠そうとしていたけれども，それに疲れてしまって被害者を殺害してしまったという殺人の事案だったようですが，実際に担当された感想はどのようなものでしょうか。

○ (1番)

まず，11月ころに最高裁判所から封筒が届いたときは，「えっ，まさか」と思ったんですけど，まだエントリーされたということだったし，その中にも当たらないだろうと思っていたら，また当選してしまって，私ができるのかなというのが最初のことだったんですけど，だんだん進んでいくうちに，もう後には引けないなと思って，まあ，戸惑いもあったんですけど，参加させていただき，殺人という話の中で，分かるのかなというのもあったんですけど，裁判長，裁判官，あと裁判員，補充裁判員の方達といろいろな話をしていくにつれて，最終的には本当に自分の意見を言えたし，結果も出せたので，

携われてよかったと思ったことが第一です。

○ (司会者)

ありがとうございました。では、次に、2番の方、3番の方、6番の方、7番の方、こういう順番でお伺いしていきたいと思いますが、4名の方の事件というのは、被告人が、同居していた被害者である叔父さんから、普段から厳しい注意を受けていたため、それから逃れたい、これを何とか回避したいということがあって、被害者である叔父さんを殺害してしまったという殺人の事案でした。被告人の精神状態が心身耗弱に当たるかどうかというのが問題になった事案でしたが、実際に担当されての感想はどうだったか、一言ずつ、一分くらいずつ述べていただければと思っておりますが、2番の方からお願いしてよろしいですか。

○ (2番)

私は、1番の方と同じように、最初に12月に最高裁判所から文書が届いたんですが、びっくりしました。というのは、もう裁判員裁判というのが私の中には全く頭に無かったんですね。「何でだろう」と。で、正月は正直ずっと憂鬱でした。それで、去年の11月に呼出状が来まして、裁判員ということになりましたが、担当した裁判がいわゆる親族の殺人事件で、被告人が障害を持っていると、で、やはりいろいろ難しいところは、それぞれに裁判員の方はあったと思いますが、私もやっぱりいろんなことを考えました。そういう中で、公判の後、評議室で、いろいろ疑問点とかを裁判官の方が詳しく説明してくださいました。それでもう救われました。

まあ、経験して今思うことは、やってよかったなど、そんな難しいものじゃないと。実は難しいものじゃないということは、私の友達が法曹関係の仕事をしていまして、彼から9月に、「難しく考えなくていいよ、何事も経験ということで、出たらいいんじゃない」という話を聞いていたので、そういう気持ちで来ましたがけれども、やっぱりそうだったなど、で、今はやは

り裁判の新聞記事等を注意深く見るようになりまして、裁判员裁判，裁判员，ここについて目が行くようになりました。そういう意味で，今回参加したことによって自分自身の意識も高まりましたし，必要以上に難しく考えることはない。まあ，経験して本当によかったなと思っているところです。

○（司会者）

ありがとうございました。続いて3番の方お願いいたします。

○（3番）

同じことになりますけれども，私も裁判所から文書が来た時には，本当にびっくりいたしました。くじ運が悪くてめったに良いことは当たらないのに，これを良いことと言っていいのか分かりませんが，多分当たらないだろうなと思っておりましたら，当たりまして。人の人生を左右するようなところにちょっといたくないなという気持ちもありましたけれども，そもそも誰にでもできることではないということで，決まったときには，喜んでと言いますか，やってみようと思いました。その結果，裁判の仕方とかテレビとか本で見るとは違って，実際自分が参加してのことだったので，少しは分かったかなと思ひまして，私も，以前より新聞とかニュースで裁判関係のことがあれば気になるようにはなりました。ありがとうございます。

○（司会者）

ありがとうございます。それでは6番の方，補充裁判员として参加していただきましたが，よろしくお願いいたします。

○（6番）

私も，最初は，「私ができるものかな」と思いました。でも，日が経つにつれて，なかなかできないことなので，せつかく参加できるんだから，この経験を一生懸命やってみようと思ひましたし，事件とかあんまり周りで起きないので，ぜんぜん他人事だったんですけど，今回裁判に携わって，事件が起きる経緯とか報道で見るとは一部分，片面からだけしか教えられないこと

が多いので、実際こういう中で経験してみたりしたら、ああ、事件っていろんなことが絡み合っているいろんなことで起きるから、なんか、こっち側だけの意見、この人が悪いんだとかそういうふうには考えないようにになりました。で、私も、なんていうんですか、事件とかそういう報道をきちんと見て、自分の気持ち、自分だったらどうかなということを考えるようになりました。いい経験ができたと思います。ありがとうございます。

○（司会者）

ありがとうございます。では、7番の方よろしくお願いいたします。

○（7番）

まず、感想としましては、今年のお正月2日に、私の上司が里帰りしていた大分で、殺人事件が起きたという話を聞いたんですけど、それも、兄弟で兄が弟を殺害したという事件で、私もちょうど11月に殺人事件の裁判に関わりましたので、近くでまたこういうことがあったなと痛感いたしました。

感想ですけれども、私も11月ころに候補者登録のお知らせというのが届いたときは、まさか当たらないだろうと思っていたんですけども、まあ忘れたころに呼出状がやってきまして、1件まず来ました。そのあと1週間後にもう1件届いてですね、1年に2回、選定したとのお知らせがきたので、まさかの当たり年だなというふうに思いました。一応年男だったので、そんなものもあるのかなという感じでですね。ただ最初は、選任手続まではあんまり積極的に参加の意向はなかったんですけども、日程が近づくにつれて、だんだん参加してもいいかなとか、ぜひ参加したいなという思考が変わってきました。その理由は分からないんですけど、不思議とそうになっていきました。

結果的にはですね、慣れないことが多くて、まあ、精神的な疲労はあったんですけど、いつもより高い胃薬を買ってですね、なんとか気持ちを保ちながら。事件の内容から裁判自体のプロセスが裁判の中で明確だったので、非常に私的には良い経験が出来たのかなと思っています。

○（司会者）

ありがとうございました。では、最後に、4番の方と5番の方、事件としては、普段から金銭を借りていた近隣の住民の人から現金を奪おうと考え、首を絞めたりする暴行を加えて怪我をさせた。怪我をしたのが扉の開け閉めのときにその勢いで怪我をしてしまったという、そういう強盗致傷の事案だったと思います。これも心身耗弱かどうかというのが争われたものです。実際に担当されてどのような感想をお持ちですか。4番の方からお願いいたします。

○（4番）

簡潔な感想ということですが、私たち、皆さんやっぱり不安が最初大きくてですね。どうしようかなと思ったんですけど、事務の方や裁判官の方とか暖かく迎えてもらって、十分、評議的にはスムーズにできたかなと思いました。それから、なんていうんですかね、裁判入門書みたいな冊子があって、裁判の流れとか、言葉集みたいなのが書いてあって、あと、検察官がこちら側、弁護人がこちら側とか、分かりやすい資料があったので、とっつきやすかったのは覚えています。

経験的にはものすごくいい経験ができましたし、感謝しています。さっきの方は2回文書がきたということでしたが、また参加してもいいかなという経験ですね。以上です。

○（司会者）

ありがとうございました。では最後に5番の方お願いいたします。

○（5番）

私も当たった時は拒否することもできたんですよ。拒否しようかなとも思っていたんですけど、でも、もしかしたら自分の勉強じゃないですけど、ドラマなんかを見たりしていて、ちょっと行ってもいいかなというような気持ちになって、でも落ちるやろねって思っていたんですけど、その日に当た

ってしまって。いやどうしよう、真っ暗になったような感じになったんですけど、まあ、頑張ってみようかなという気持ちになりました。そして、裁判員をしていくうちに、だんだんと裁判官さんとかが気分を落ち着かせてくれて、なんか自分でもできるかなと思って、毎日過ごしました。でも、最後の判決のとき、そこがちょっと、なんかちょっと、後に残りましたね。最後にちょっと、本人さんが倒れたような感じのときには、ほんとはよかったのかなと思って、そこがちょっと心配でした。

□ 審理のわかりやすさ（心証のとりやすさ）

○（司会者）

ありがとうございました。それでは引き続いて、一個一個の項目ごとに進めていきたいなと思っております。

まず、審理の分かりやすさというところをお聞きしていきませんが、裁判員、補充裁判員に選ばれて、一番最初に裁判長から説明があったところだと思うのですが、法廷で調べる証拠を見たり聞いたりして判断をしてくださいという話が一番最初にあったと思います。

そこで、皆さんが実際に法廷で御覧になった証拠、証拠調べが、皆さんにとって分かりやすかったんだろうかというところが、我々としてはやっぱり気になる場所です。そういうところの、印象、感想を述べていただき、できればこの点はよく工夫されていてすごく印象に残ったとか、あるいはこういうところはもうちょっと工夫があればよかったんじゃないかなと思われるところを具体的に1点ずつくらい挙げていただくとありがたいかなと考えている場所です。では、まず、1番の方からお願いしてよろしいですか。

○（1番）

はい。そうですね、私はちょっと読書とかあんまりしないほうで、あとテレビも事件ものとか推理ものとか見る方じゃなかったんで、裁判に携わって、

分かるのかなって思っていたんですけど、弁護側の方や検察の方の書類、資料なんかは非常に分かりやすくまとめてあったと思います。あと、写真なども交えて話があったので、内容としては良く分かりやすかったです。ただ、どちら側の資料か忘れたんですけども、閉じているところの見開きのところが見にくかったので、もうちょっと綴じ代を取ってもらえともうちょっと見やすかったかなという話がみんなで出ていました。

○（司会者）

ありがとうございました。順番に聞かせていただきたいと思います。では2番の方お願いいたします。

○（2番）

まあ、非常にですね、私たちにでも理解できるように、分かりやすい言葉で丁寧に説明していただき、審理そのものは非常に分かりやすかったと思います。また、殺人事件だけに、やはりかなりショッキングな写真も出てくるんじゃないかと思ったんですけども、そのあたりも十分配慮して、写真じゃちょっとというところは、図や絵で示してもらったりして、十分な配慮がなされておりました。そして、審理の過程でちょっとまだ理解できない言葉とかは、控室に戻って裁判官の方に質問したら、またそこでも分かりやすく丁寧に説明していただきましたし、非常に良かったなと思います。

ただ、ちょっと感想ですけど、まあ、被告人が障害者ということですね、やむを得ないんでしょうけど、検察官とのやり取りの中で一問一答形式になっていたんじゃないかなという気がするんですね、質疑が。あれは注意しなければもしかしたら誘導尋問にならないのかと、そういう視点から配慮して、物事を判断していかなければならないんじゃないかなとそういう感想を持ちました。

○（司会者）

ありがとうございました。では、3番の方お願いいたします。

○ (3番)

なんでも分かりやすくされていたと思います。私は実際刺されたところとか、写真で見てどうなるのかなという思いもありますが、私は写真で見たかったかなと思いました。

○ (司会者)

ありがとうございました。では4番の方お願いいたします。

○ (4番)

全体的には検察官の方と弁護士の方のプレゼン資料が、やっぱり論点とかがかなりこう絞って書かれてありまして、非常に資料的に分かりやすかったと思います。あと、加害者の発言のときに、長崎弁で声が小さくてよく分からないという方がいて、ここは長崎なんですけども、分からない人もいたので、なんて言っているのかなという話が出ていました。

あと、これは逆に聞きたいんですけど、このプレゼン資料というのが裁判員裁判制度だから分かりやすく作っているのか、それとも通常も同じくらい論点等をまとめて分かりやすく作っているのかというのがどうなのかなと思いました。

○ (司会者)

この点、検察官、弁護人の立場で何かコメントございますか。

○ (大西検察官)

検察官の大西でございます。裁判員の方に分かっていただくために分かりやすい資料を作っているというのが正直なところでございまして、裁判官のみの裁判のときは、文字しかないペーパーでやらせていただいています。また、言葉遣いなどもですね、法律家しか使わないような単語を使いながら意見を述べているというのが実際のところでございます。

○ (司会者)

弁護人のほうからございますか。

○ (鮎川弁護士)

個別の弁護士にもよると思いますが、概ね検察官と同じように、裁判員裁判でない場合には、やはり書面は文字のみでやるケースが多いんじゃないかなと思うかと思いますが。裁判員裁判である場合には、どういうふうにして伝えるかというところも意識してやっておるのではないかと思います。

○ (司会者)

それでは5番の方、証拠調べの分かりやすさなどの点で、何かこう感想なり、印象に残ったことがございましたらお願いいたします。

○ (5番)

全体的に分かりやすかったと思います。弁護人さんとか検察の人たちが話してくれて、分かりやすかったです。

○ (司会者)

ありがとうございました。では、6番の方お願いいたします。

○ (6番)

そうですね、裁判は、一つ一つ順を追っていくので分かりやすかったと思います。素人だから、ここ分かんないなというところはあまりなかったもので、簡単に理解ができて良かったと思います。

○ (司会者)

ありがとうございました。7番の方お願いいたします。

○ (7番)

私は島原の事件の担当だったんですけども、意外と近くであっても事件の内容って全く知らずにですね、ニュースをそのまま見たかなという感覚だったんですけども、今度の裁判の中で、我々的にはその詳細な状況等というのは全く知らなかったんですけども、そこは、検察官の方々からの事件の内容の詳細だったりとか、弁護側の証人尋問とかそういったものの中で、内容が明確になっていったんじゃないかと思います。ただ、その限られた時間

の中で、個人的に状況を精査するのがちょっと難しかったかなと、もうちょっと時間が欲しかったかなというふうに思いました。しかし、裁判長とか裁判官の方々の評議の中で議論ができて、何とか時間内で終わることができたんじゃないかなと思います。今回は、心神耗弱についての議論であったため、個人的に難しかったと思いました。

○ (司会者)

はい。ありがとうございました。法律家の立場から、検察官、弁護士の方から、経験者の方にこういうことを伺いたいというようなことがございますか。証拠調べの分かりやすさという点について。

○ (鮎川弁護士)

今日おいでいただいている方々のうちの2件が心身耗弱という点が問題になったということを伺いましたけれども、その心身耗弱という法律用語の理解が、検察官、弁護側、裁判官の説明の中で、どの説明が自分にとってしっくりきたかっていうような部分を聞いてみたいと思います。

○ (司会者)

この点はいかがでしょう。2番の方いかがですか。心身耗弱といういわゆる難しい法律概念について、検察官、弁護人あるいは裁判所からの説明で、どれが一番理解できたかということですが。

○ (2番)

まあ、ある程度の予備知識はあったんですけども、一番分かりやすかったのは、あれは心理学の先生の尋問のときで、やっぱりあれで、すっと理解できましたね。

○ (司会者)

鑑定人尋問ですね。鑑定人が実際に法廷に出てこられて説明されたのが非常に分かりやすくて、それで、得心がいったということですね。もうひとつ、強盗致傷の関係で4番の方、お聞かせいただいてよろしいでしょうか。

○ (4番)

今の話とほぼ一緒なんですけど、大学の監察医の方がまとめた資料で、結構厚かったんですけども、実際の事案の内容も一部含んで判断、所見をしてもらっていたので、分かりやすかったと思います。個人的にはその障害とかの内容は判断しづらいので、基本的に監察医の先生の意見を全面的に受け入れて頼りました。

□ 量刑を中心とする評議について

○ (司会者)

ありがとうございました。それでは、引き続いて次の量刑評議の点に移っていきたいと思います。

皆さんが携わられた裁判員裁判、いずれも有罪判決で、1番の方が携わった事件が懲役15年、2番、3番、6番、7番の方が担当された事件が懲役10年、4番、5番の方の事件が懲役5年とそれぞれ判決をしているわけですが、これらの刑を決めていく過程についての感想、あるいは、決めていくときの考え方で、この辺りが分かりにくかったというところなど、まずは御意見としてそういうのがございましたら、お話しただけたらと思っているところがございます。じゃあ、これは反対で7番の方からお願いしてよろしいですか。

○ (7番)

最終的には量刑として検察からは懲役13年と、弁護側からは5年と求刑があって、評議の中でも、やはり心神耗弱の判断、先ほどもちょっとお話をさせてもらいましたが、その判断の是非が非常に大きいのかなと感じました。そして、裁判の過程では徐々にその事件の内容が明らかになっていく中で、どうしても被害者側、今回はご家族の方でありますけれども、そういった立場で、見たりとか、ただ、終盤では今度は被告人側のその様々な環境の生い立ちとかですね、精神状態、ちょっと追い詰められたところとか、そ

ういった感覚もあって、ちょっと被告人側に付く感覚もあったりとかですね、実際には平等の立場で、やはり全体を見ていかなければいけないのと、そういうところに難しさを感じました。

○ (司会者)

では、6番の方お願いしてよろしいでしょうか。

○ (6番)

量刑を決める際には、いろんな資料を見せていただいて、分かりやすくなりましたが、やはり、被害者の方の側に立って考えてみたりとか、被告人のほうに立って考えたり、うーん難しい面がいっぱいありました。追い詰められて起こした事件なんで、自分もこうやって追い詰められたら、殺すということは絶対しないだろうけど、すごく嫌な気持ちだったんだろうなというのは理解できたし、障害があられたんで、こういうふうにはしかできなかったんだっていうのも理解できたし、なんか、自分の気持ち的にはもうちょっとこう、その先の人生を考えたら、もうちょっと刑が短くてもいいのかなと思ったんですけど、やっぱり自分の気持ちはさて置いて、刑っていうのはこのくらいっていうのが大体決まっていた、ああ、そうなんだっていうのが、自分で勉強できたなっていうのが、勉強できました。

○ (司会者)

では5番の方、量刑を決める上での難しかった点とか、それから、こんなふうに決まっていくんだという過程で感じられたこととかをお話しいただいてよろしいでしょうか。

○ (5番)

決まっていく過程で、いろんな人の例の資料を見せていただいて、それからいろいろ決めたんですけども、その過程では、私は、このくらいになるのかなと思いながら、自分ではそのときは良かったんですけど、その、最後の時にですね、加害者の方がちょっとこう下を向いていて、かわいそうかなと。

○ (司会者)

判決宣告のときですかね。

○ (5番)

はい。あれで良かったのかなと、ちょっと帰ってからも考えて、少し、軽くしたほうが良かったのか、でも、いろいろ考えるとやはりあれでいいのかなと、やっぱり、後で二、三日尾を引いてしまいました。

○ (司会者)

ありがとうございました。では、4番の方お願いいたします。

○ (4番)

そうですね、先ほどの方と同じ裁判のところにいたんですけど、やっぱり最終日の判決が出た時に、被告人が倒れましたよね。確かにちょっとびっくりしたんですけど。私は量刑を決めるときには、公正に重きを置いた発言とかを結構していたんですけども、正直なところ、過去の事案というベースがしっかりしたものがあるじゃないですか、あれで結構しっかり絞り込みができていたんで、スムーズな評議になったと思いました。

○ (司会者)

3番の方お願いいたします。

○ (3番)

量刑を決めるときは、私は、ああこんなふうにするんだなあと一番思ったところでした。殺人事件だったので、もう、何年から何年までと決まっていて、そこから、被告人の状態を考えて、しかし、その障害があるにもかかわらず、その障害というところが適用されなかったの、なんていうか、裁判員じゃなかったら、もっと、被告人の身になって考える私だったなあと思って、やはり、ここは公正公平に考えるところだなと思いました。

○ (司会者)

では、2番の方お願いいたします。

○ (2番)

量刑を決めるのが非常に難しい裁判だなという思いでしたが、先ほどから出ていますように、判例を具体的に示していただき、そして、また説明をしていただきましたので、それに基づいて自分自身の考えもですね、判決を出すことができました。その点では、あの判例というのは非常に良かったなあと思っています。

ただ、量刑を出す過程で今でも疑問に思っているのが、よく命は地球より重いと言いますね、その地球より重い命と、例えば、仮に量刑が15年なり12、3年としたとき、天秤にかけることはできませんが、そのあたりはどうなんだろうかと、今でもずっと僕は疑問に思っているんですよ。それともう一つ、ずっと悩み考えていたのは、被害者の立場に寄り添った裁判、量刑を決めるべきなのか、それとも被告人側なのかと、これをずっと悩んでいたんですね。ただ、量刑を決める時点では、先ほど言ったように判例がありましたので、その判例に基づいて自分自身はスムーズに結論を出すことができましたが、やはりどうしてもですね、そこに至る過程あるいは裁判が終わって今なおですね、命は地球より重いということと、あの判決の十数年、このあたりどうなんだろうかということですね、自問自答しているところです。

○ (司会者)

ありがとうございました。最後になりましたが、1番の方お願いいたします。

○ (1番)

夫婦の間での殺人ということで、一人の方の人生を決めるのに、ものすごく難しかったんですけども、量刑を決める前に、評議、話し合いを一休憩ごとに裁判長の方がいろいろ聞いてくださって、今の思いとか疑問とか分からなかったことはないですかと、それを一休憩ごとに話し合いをして聞いてくださったので、いろんな発言を引き出してくださったから、みんなの意見

も聞けて、自分もああそうだなと納得して、その話し合い、評議の中で量刑というものを決めていたんですけれども、やっぱり全国的な表、事例をパワーポイントで見せてくださったり、あと、いろんな皆さんの意見を聞いた中で、まず自分の意見をみんなに聞いてもらって、その平均的なものを見せてもらった上でも勉強をして、さらにどう思うかっていう部分を裁判長の方が聞いてくださったので、意見として一つの15年という刑が決まったんですけれども、最終的に、法廷の中で主文という形で裁判長の言葉を聞いた時には、なんかやり遂げたなあ、でも、やっぱり今でもあれでよかったのかなと引きずっているところも私の中ではあります。

○（司会者）

ありがとうございました。量刑評議の関係で、法律家の観点から、検察官、弁護人のほうで、経験者の方にお聞きになりたいことがございますか。

○（鮎川弁護士）

量刑評議をする前に、審理の段階で検察官、弁護人からどのくらいの刑が相当であるという意見が述べられると思いますけど、その段階での印象と実際に評議に臨んだ後で、弁護人の求刑が低すぎるだろうと思ったけれども、評議を通じて妥当な意見だと思うようになったとか、逆の場合だとか、そういったところがあれば教えていただきたいと思います。

○（司会者）

この事件について、どのくらいの刑なんだろうと考えたときに、法廷で、例えば弁護人が5年と言われて、ああそうだなと思ったけれど、実際評議をやってみるとそうじゃなかったと、あるいはその逆もあると思いますが、意見が変わった部分があるかどうかという話ですね。6番の方は補充裁判員というお立場ですが、いかがでしょう。

○（6番）

弁護人の方は多分5年くらいだったですかね、結果的に10年だったんで、

ああ、やっぱりなんかそう簡単じゃないんだなと思ったけど、こうしたからこのくらいなんだよという決めごとがあって、自分の気持ちはさておいて、やっぱり刑を決めていくんだなってことが分かりました。

□ 裁判員裁判を経験しての負担等について

○ (司会者)

時間の関係もありますので、引き続いて、裁判員や補充裁判員を皆様に努めていただきましたが、裁判員等になる前や裁判の間で、負担感がどれくらいあったのか、負担もいろいろあると思いますが、例えば先ほどの殺人事件の写真の話もありましたし、あるいは、壇の一番高いところに座って視線が集まる、仕事や家庭の都合をつけて参加していただいて、その調整が大変だったとか、いろんな負担感があったと思いますが、その辺り、実際に経験されてどういう負担があったのか、あるいはなかったのか、その辺りのお話を聞かせていただければと思っているところです。1番の方からよろしいですか。

○ (1番)

まず仕事に関しては、会社の上司と話をして、経験できることじゃないから頑張ってくださいと後押しをしていただきました。人員不足な中でもやっぱり調整してくださったのでありがたかったです。

裁判の中では、最初にやっぱり犯人、犯人と言っていいのか分かりませんが、その方の顔を見たとき、その顔が印象に残っていたりとか、あと、質問をさせていただいたりしたんですけど、もうちょっとその人の気持ちを聞き取ったなとかが残っています。あと、運転中とか仕事の時も、いろいろ考えたりとかしましたし、事件のことを思い出して、やっぱり気になったりとか、事件内容とかもちょっとこう、残っていたりはしますけれども、良い経験をさせていただいたなとは思っています。

○ (司会者)

ありがとうございました。では、2番の方お願いいたします。

○ (2番)

最高裁から封書が届きまして、それから裁判員が決定するまで、ここまではやっぱり精神的には負担がありました。しかし、裁判員になって裁判が始まったら、私の場合は精神的な負担というのはありませんでした。まあ仕事も一旦退職してフリーな立場でありますので、裁判所までも近いということもありますし、全く心配はいらなかったなあと、まあ、決定してしまえばということですよ。

○ (司会者)

ありがとうございました。では3番の方お願いいたします。

○ (3番)

あまりいろいろ考えたくない性格なので、苦には思わなかったんですが、私は、仕事ですぐ上の上司にはシフト上の関係で報告していたのですが、その上にまで言ってなくて、もちろんチーフもそこまで言わなくていいと思っていたらしくて、裁判が終わってから、また裁判所に証明とかを貰ったりとかして、ご迷惑をお掛けしました。あと、今の仕事場は立ちっぱなしの仕事なもので、私は座って話を聞くというのが負担でした。

○ (司会者)

ありがとうございました。では、4番の方よろしくお願いいたします。

○ (4番)

人が人を裁くという、先ほど、命は地球より重いという話もありましたけど、そういったところの、なんていうんですか、重みを感じましたね。自分がそれに加わっているということには重みを感じました。それから、公判中は、被告人の方が、主文を読んだときに倒れられたりとか、多少なりともショックはありましたね。あと、主文を言った後に、被告人の方が控訴すると発言したんですけど、その後どうなったのかなと妙に気がかりになっていま

したね。

○ (司会者)

ありがとうございました。5番の方いかがでしょうか。

○ (5番)

やっぱり最初はですね、できるのかなとか、例えば被害状況とかを見たときに自分で分かるのかなと、そういう想いで臨みましたが、終盤になって皆さんの意見を聞いたりして、自分がこの判断をしたんですけど、最後のところで、あれで良かったのかなと。

○ (司会者)

宣告のときに、被告人の態度を見てということですかね。本当にこれで良かったのかなと、引きずっている感じがあったという話をされていましたがね。

○ (5番)

人を裁くということがちょっと普段できないですね。私たちは。裁ききれないなとか思ったりしました。

○ (司会者)

ありがとうございました。6番の方お願いいたします。

○ (6番)

心の負担については、私は全くありません。裁判員に選ばれる方の一人一人の性格にもよるだろうけど、私はあまり物事を深く考え込まないし、その場その場で楽しく生きていきたいと思うので、こんなに真剣に物事を考えなければいけないといういい経験をさせてもらって、そのときそのときは多少は、「えっ」て思うようなこともあったんですよ。証拠の凶器とか見せられたら、「えー」とか思いましたが、今となっては、それも心の負担にはなっていません。

ただ、負担っていうのは朝早く6時30分くらいに家を出て、帰り着くのは夜暗くなってからなので、私は子供が大好きで大好きで仕方がないので、

それがちょっと子供に悪いなとか、でも、上の子は大きいので、協力しあってくれて、子供たちがありがたかったです。

○（司会者）

確かに遠方から毎日来ていただくということになると、それは負担になることはあるんだと思います。7番の方よろしく願いいたします。

○（7番）

私も裁判に対して精神的負担というのは特にありませんでした。ただ、今回の裁判の中で、写真とかあるのかなと思っていたんで、そういったところも検察の方々が図で分かりやすく説明してくれたのもあって、最初想像していたものよりも負担はなかったのかなと思いました。初日のところはやはり緊張もあったのか、いつも飲んでいる胃腸薬が効かずにですね、他の胃薬を買って飲み続けたら結構楽になりました。

□ これから裁判員になられる方へのメッセージ

○（司会者）

ありがとうございました。では、意見交換会の主な3点については以上とさせていただきます。ここで、いったん区切りをしたいと思います。最後に皆さんのほうから、これから裁判員になられる方に対してのメッセージというのを一言残していただけると、後ろに記者の方がいらっしゃるので伝えていただけるかなと思いますので、何か一言ずつお願いしたいなと思います。それでは1番の方からよろしいでしょうか。

○（1番）

最初は、「私がつ」て思うかもしれませんが、本当にいい経験になると思いますし、ニュースを見て、上の方に9席くらいあったら、また私と同じような経験を、裁判員裁判で経験をされてる方がいたんだなとか、ニュースに興味を持ち出したし、本当に嫌がらずに経験していただけたらなと思います。

○ (司会者)

ありがとうございました。では2番の方お願いいたします。

○ (2番)

何ら心配する必要はないということではないかと思えます。というのは、検察官、弁護士そして裁判官の方、私たちに分かりやすい言葉で親切に丁寧に説明してくださいます。そういう意味で、最初の僕のイメージとは全然違っていましたし、法廷で分からないところは、評議室に戻って裁判官の方に質問すると、またそこで具体的に説明して下さるから、心配はいらないなと。一番頭にあったのは、量刑をどうやって決めるのかな、大丈夫かな、人間ができていない僕が人の刑を決めることができるのかなという思いもありましたけど、判例がありまして、これを分かりやすく丁寧に説明していただき、それに基づいて決めていくものですから、迷うことなく自分自身の考えを言うことができました。

ひとつお願いしたいのは、最高裁判所から文書が届きますよね。あれは候補ですよね。実は私は、あの時点で候補イコール裁判員と思ったんですよ。正式になるのは辞令か何かもらって正式になるんだらうと、だから非常に憂鬱だったんです。しかし、実際は、11月に裁判所に来たら、三十何名いらっしやっただけですね。ですから、最高裁判所の一番最初の封筒の中に、あなたと同じ候補は三十数名おりますと一筆入ってればですね、もうちょっと気が楽になるんじゃないかなと、そういう思いを持ちました。

○ (司会者)

最高裁判所の文書は、三十何名の方に送られているのではなくて、もっと多くの方に行っていて、そこからどんどん抽選されて三十何名までなるんですが、確かに説明がちょっと足りないところがあるのかもしれないね。では、3番の方よろしくお願いいたします。

○ (3番)

もし裁判員になったら、怖がらず不安に思わずやってみてくださいと言いたいです。それだけです。

○ (司会者)

ありがとうございます。では4番の方お願いいたします。

○ (4番)

一言で言えば、これだけ手とり足取りしていただけるので、誰でもできるということ、意外と多かったのが、仲間内でまた裁判員裁判に参加したいなという方もいらっしゃったんで、それが物語っていると思います。

○ (司会者)

ありがとうございました。では5番の方お願いいたします。

○ (5番)

最初に裁判員という未知の世界があって、すごく自分にくよくよしていたんですけど、そんなことは決してないよと自分に言い聞かせて、頑張ってくださいと言いたいです。

○ (司会者)

ありがとうございました。6番の方お願いいたします。

○ (6番)

最初は本当にびっくりするかもしれないけど、ほんとに肩の力を抜いて、分からないことはたくさん教えていただけるので、気楽じゃないけど、気持ちを軽く持って、頑張ってもらいたいと思います。

○ (司会者)

ありがとうございました。最後に7番の方お願いいたします。

○ (7番)

皆さんおっしゃられましたので、私からのコメントは特にはないですけど、まあ、胃薬だけは準備してくださいねということだけです。

□ 記者との質疑応答

○ (司会者)

では、代表質問ということで、幹事社の方、質問をお願いします。

○ (A社)

今日はありがとうございました。まず、意見交換会を終えて、ほかの方々のご意見を聞かれた上での感想というのを一言お伺いさせていただいてよろしいでしょうか。1番の方から順にお願いしたいと思います。

○ (1番)

私も人前で話すのが苦手なので、今日の意見交換会も来るかどうか悩んだんですけど、裁判に携わった上で最終的にどういう言葉にするのかなというのを知りたかったので、恥ずかしさを忍んで来てみました。皆さんと休憩しているときも、いろいろお話ができて参加して良かったなと思っています。

○ (司会者)

では、順番に、2番の方をお願いします。

○ (2番)

私も出るべきかどうか考えたんですけども、これから裁判員になられる方に対して、「全く心配はいりませんと、構えずに普段の気持ちで参加されれば、皆さんが親切に説明してくださるので、大丈夫ですよ。」とそれを伝えたいという思いで来ました。

○ (司会者)

ありがとうございました。では、3番の方お願いいたします。

○ (3番)

私がここに来て何を言えるかなと思ったら、来なくてもよかったのかなと思いますけれども、ほかの裁判で被告人が判決を聞いて倒れられたということを知って、そういうこともあるんだなとびっくりしました。

○ (司会者)

ありがとうございました。では、4番の方をお願いします。

○ (4番)

皆さんの意見を聞いて、おおむね同じような気持ちでいるのかなと思って安心しましたね。

○ (司会者)

ありがとうございました。では、5番の方お願いいたします。

○ (5番)

私も皆さんの意見を聞いて、ああそうかなという思いがあったので、出席させていただいてよかったなと思っています。

○ (司会者)

ありがとうございました。6番の方お願いいたします。

○ (6番)

いろんな方の意見が聞けて良かったです。なんか皆さん「最初は緊張したけど、やってみてよかった。」って、私と同じような意見だったので、良かったと思います。ありがとうございます。

○ (司会者)

ありがとうございました。では、最後に7番の方お願いいたします。

○ (7番)

皆さんと同じで、いい経験だったと、皆さん考えていらっしゃるなと思いました。

○ (A社)

ありがとうございました。2番目の質問になるんですが、証拠調べで、おそらくご遺体の写真であったりとか、若しくはご遺体の図だったりするのかもしれないんですが、そういったのを見られた際に、凄惨な場面を見られた際に、気分が悪くなったりされたことはございましたでしょうか。あるかどうかということと、もしあれば、どういう証拠、どういう写真、どういう図のときに気分が悪くなられたのかも教えてください。お願いいたします。

○ (司会者)

先程からかなりコメントは出ているところではありますが、簡単にそれぞれお答えいただいてよろしいですか。4番と5番の方は殺人事件ではないので除くということではよろしいですか。

○ (A社)

そうですね

○ (司会者)

では、1番の方からお願いいたします。

○ (1番)

資料を見て気分は悪くはならなかったんですけど、遺体を入れた袋とか遺体が隠されていた場所とかを見たら、やっぱりこう思い出すことがあります。気分は悪くはなりません。

○ (司会者)

ありがとうございます。2番の方お願いいたします。

○ (2番)

気分が悪くなったり、後に引くようなそんなことはありません。今でもまったくありません。

○ (司会者)

ありがとうございました。では、3番の方お願いいたします。

○ (3番)

私も気分が悪くなったり、また、引きずってもおりません。

○ (司会者)

ありがとうございます。6番の方お願いいたします。

○ (6番)

気分が悪くなったこともありませんし、引きずってもいませんので、大丈夫です。

○（司会者）

ありがとうございました。では、7番の方お願いいたします。

○（7番）

私も大丈夫です。

○（司会者）

では、時間となりましたので、このあたりで裁判員等意見交換会を終了させていただきます。経験者の皆さん、裁判所まで足をお運びいただき、貴重な御意見を聞かせていただいて本当にありがとうございました。心より感謝しております。ありがとうございました。